

地方の特色に応じた幼保一体化のあり方を探る —志摩市の取り組みから—

濱口 実紗希

I. 問題の所在と研究目的

現在の日本は、家族形態の変化や、女性の就業率の向上等を理由に、少子化が進んでいるものの子育て支援の必要性が高まっている。そのような現代社会の実態に応じて、現在幼保一体化に向けた取り組みが進められているところである。保育・幼児教育を歴史的に見ると、1998（平成10）年には幼稚園教育要領内に「教育課程に係る教育時間の終了後に希望する者を対象に行う教育活動」の文言が入れられ、幼児教育に預かり保育が位置づけられた。2006（平成18）年10月には「認定こども園法」が施行され、「認定こども園」が誕生した。その後、2012（平成24）年8月には「子ども・子育て関連3法」が成立し、2015（平成27）年に子ども・子育て支援新制度が開始した。そして、新制度の下「幼保連携型認定こども園」が新たに創設された。更に、幼稚園、保育所、認定こども園の質の向上を目的として、2017（平成29）年に告示された新幼稚園教育要領、新保育所保育指針、新幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、幼稚園・保育所・認定こども園の保育・教育の内容の共通化が図られた¹。

また、都市部において人口が集中する一方で、地方では少子高齢化が進み、自治体の財政難や、施設の維持の困難さが問題となった。1995（平成7）年に合併特例法が改正され、1999（平成11）年からは「人口減少・少子高齢化等の社会経済情勢の変化や地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤の確立を目的」として、市町村合併が推進された²。この動きとともに、地方では少子化や運営の効率化等を目的に、保育所・幼稚園の統廃合が行われるようになっていった。

地方における幼保一体化の先行研究として、安藤³や手塚⁴が過疎地における幼保連携型認定こども園の行財政と経営、運営上の問題点について述べている。また、田口⁵は三重県志摩市の幼保一体化に関して、同市の幼保一体化が始まるまでの市の動きについて調査を行った。これらの研究については、II、IIIで詳述する。この研究以降、志摩市の幼保一体化の経過についての研究はない。

志摩市では幼保一体化が進められているが、施設の形態は認定こども園ではなく幼保園であり、近隣市とは異なる保育・幼児教育の運営形態をとっている。上記の幼保一体化に関わる問題は、志摩市だけでなく全国の地域・自治体が直面する問題であると考え、本論では志摩市の取り組みから、地方の特色に応じたこれからの幼保一体化のあり方を探っていくことを目的とする。

II. 国の動きと子ども・子育て支援制度

(1) 都市部と地方の保育・幼児教育施設の運営に関する問題

1990（平成2）年ごろから、女性の就業率が上がる一方で、出生率の低下や、子育て支援体制が不十分であるといった問題が見られるようになった。このような社会の変化を受けて、1994（平成6）年に「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（通称：エンゼルプラン）が策定された⁶。また、多様な保育ニーズへの対応として、1998（平成10）年3月には文部省・厚生省から「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」が共同通知として出された⁷。同年に改訂された幼稚園教育要領では、保育ニーズの高まりに応じて「教育課程に係る教育時間の終了後に希望する者を対象に行う教育活動」が示された。『幼稚園教育要領解説（平成11年版）』⁸では、「教育課程に係る教育時間の終了後に希望する者を対象に行う教育活動」について「地域の実態や保護者の要請に応じて、幼稚園が希望者を対象に行う教育活動であり」「職業等も持っているが、子どもは幼稚園に通わせたいという保護者に対する必要な支援策であるとともに、通える範囲に幼稚園しかないような地域においては欠かせないもので

ある」と、預かり保育の必要性が述べられている。また、預かり保育の実施にあたって、幼稚園教育要領本文に「適切な指導体制を整える」「教育課程に基づく活動との関連」「幼児の心身の負担」「家庭との緊密な連携」等に「配慮して実施すること」と記載されており、保護者支援だけでなく保育の質を維持することへの留意点も示された。このように子育て支援が保育所・幼稚園ともに開始されたものの、幼稚園が定員割れを起こす一方で、保育所には希望者全員が入所できずに待機児童が増加し、その早期解消が大きな課題となった。また、地方では少子化の影響から幼稚園・保育所ともに定員割れが生じ、保育集団での経験から得られる子どもの育ちや、職員配置などの施設運営において、問題が生じるようになった。

(2) 認定こども園の誕生

(1) のような状況を踏まえ「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（通称：認定こども園法）が2006（平成18）年10月に施行され、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ総合施設として「認定こども園」が誕生した。認定こども園では①幼保連携型、②幼稚園型、③保育所型、④地方裁量型の4類型が定められた。開設には認定基準があり、各都道府県による認定を受けることが必要となった。認定こども園に求められる内容として、①0歳から就学前までの一貫した教育及び保育、②保護者の就労状況等の違いから生じる各家庭の状況に応じた保育及び教育、③幼児期の特性を踏まえた教育活動の充実、④地域における子育て支援施設となること、といった4点が挙げられ、4類型の施設選択と合わせて、地域の実情に応じた施設運営をめざしたものとなった。

また、同年10月には「幼児教育振興アクションプログラム」（文部科学省）において、幼児教育の充実を目指した総合的な行動計画が示された。これらの施策の動向から、社会の変化に応じた今後の幼児教育のあり方について注目されたことが分かる。

(3) 認定こども園の問題と子ども・子育て支援新制度

認定こども園法が定められたものの、園制度の複雑さから、特に公立の認定こども園の開園数は伸びず、2011（平成23）年時点の公立認定こども園の数は149施設となっている⁹。2012（平成24）年8月には「子ども・子育て関連3法」（「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（通称：認定こども園法）の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が成立し、2015（平成27）年に「子ども・子育て支援新制度」が開始した。新制度の特徴は、①財政支援（施設型給付・地域型保育給付）、②地域の実情に応じた施設運営、③仕事と育児の両立支援であり、保育のニーズへの対応や、認定こども園の普及をめざした。

(4) 過疎地域における取り組みと課題

安藤¹⁰は、秋田県の保育施設の変容を調査し、その背景や問題点を指摘した。秋田県の保育施設の大規模化に至るまでの背景として、少子化と施設の老朽化が挙げられている。施設設備の不備や保育士不足、一部の保育園における0歳児の保育の未実施や、へき地保育所での3歳児未満の保育・給食・預かり保育の未実施、一部の乳児保育へのニーズの増加、へき地保育所の入所率の低下等、さまざまな問題点が出ていた。これらの状況から、行政は「①町内全ての乳幼児に対し同じ条件で保育サービスの実施ができる、②保育士の集中配置により乳幼児保育・延長保育等の特別保育事業の実施が可能となる、③給食の実施により児童の健康維持増進が図られる」等の方針の下、施設の統廃合と一体化を進めた。しかし保育施設の大規模化によって、保護者や保育者・保育施設にとってさまざまな問題も発生したとされている。まず保護者が抱える問題として、①一体化によりバス送迎が実施され、保育者と子どもの姿を共有することが難しくなったこと、②保護者同士の交流の減少という2点が挙げられている。次に保育者・保育施設が抱える問題としては、①子ども一人一人への細やかな対応の難しさ、②業務増加による職員会議の確保の難しさ、③保育者集団の拡大による意思疎通の難しさ、④地域独自の保育の喪失という4点が挙げられている。安藤は、幼保一体化や施設の統廃合は、少子化対策や財政負担軽減、保育

格差を無くすといった行政の目的の下で進められていくものであるが、保育・教育の均質化が質の向上に結びつくか、という点については疑問視している。また、経済の効率化と保育の質の向上は一致せず、相反するものとなることが多いと指摘している。

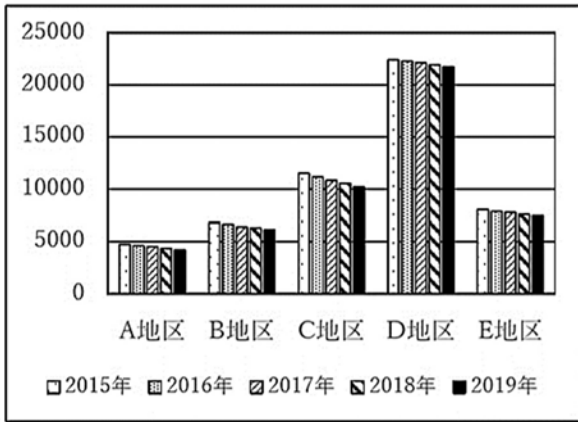


図 1 志摩市の地区別人口推移

表 1 志摩市の地区別人口推移

地区名	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	減少率
A地区	4743	4622	4513	4364	4229	-11%
B地区	6815	6646	6418	6305	6143	-10%
C地区	11510	11172	10850	10549	10224	-11%
D地区	22389	22275	22135	21917	21737	-3%
E地区	8056	7880	7779	7604	7457	-7%
合計	53513	52595	51695	50739	49790	-7%

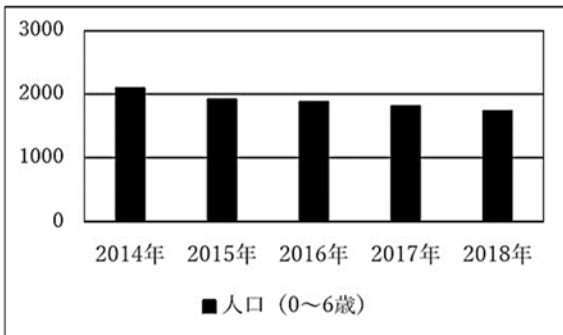


図 2 志摩市の児童人口の推移

表 2 志摩市の児童人口・総人口の推移と比較

年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	減少率
0~6歳	2099	1923	1883	1816	1739	-17%
総人口	54491	53513	52595	51695	50739	-7%

た。図表の通り、人口は毎年減少傾向にあり、平成 31 (2019) 年 4 月時点の人口は 49790 人¹³である。また、図 2 及び表 2 に志摩市全体の 0~6 歳の児童人口と総人口の推移、2014 年から 2018 年までの人口減少率を示した¹⁴。志摩市全体で見ると、就学前教育を利用する子どもの人口は総人口と同様に減少傾向にある。また、減少率を見ると、子どもの人口減少率の方が市全体の人口減少率よりも大きく、少子化が進んでいることが読みとれる。

手塚¹¹は、過疎地M町の幼保連携型認定こども園の行財政・経営について調査した。M町では幼稚園 2 施設と、保育所 2 施設を運営していたが、少子化の進行や女性就労の増加、施設の老朽化等の理由から、旧幼稚園・保育所を廃園し、幼保連携型認定こども園を開園した。しかし、開所当時は規模拡大による保育運営の難しさや、保護者の保育・教育の捉え方の相違等、さまざまな運営面の問題が起こったとされている。また、財政面において、子ども一人当たりの運営費については旧幼稚園や保育所の費用が約 80 万円であったのに対して、こども園ではそれよりも高い約 111 万円となり、就学前教育・保育の一元化施設が、財政の効率化につながるわけではないことを手塚は指摘している。運営の維持における課題として「認定こども園の施設整備である幼稚園分の国庫補助金は、10 年間の目的別使用が禁止されているため、幼保連携型の認定こども園を幼稚園型や保育所型、地方裁量型に変更することはできない」としている。M町はこども園の開所 10 年後(2017 年)に、認定こども園の運営維持か、民間委託か検討段階に入ったが、このことはM町だけでなく早期に認定こども園を開園した市町村における問題となっている。しかし、公共の就学前教育・保育施設の運営は、子ども・保育者・施設の集約だけではなく、子育て支援や地域の拠点となるものでもあり、過疎地の保育・教育施設が公設民営となることは大きな問題であることも指摘している。

Ⅲ. 志摩市の保育・幼児教育の現状

(1) 志摩郡の合併と幼保一体化

志摩市は三重県の東南部に位置しており、市全域が伊勢志摩国立公園に含まれ、英虞湾、的矢湾等のリアス式海岸を特徴とする、自然豊かな地域である。2004 (平成 16) 年に 5 つの地区 (A町・B町・C町・D町・E町) が合併して現在の志摩市となった¹²。志摩市の 5 地区の人口推移と 2015 年から 2019 年までの人口減少率について図 1 及び表 1 に示した。

(2) 志摩市保育所・幼稚園等のあり方検討会

田口¹⁵の研究によると、2007、2008（平成 19、20）年に「志摩市保育所・幼稚園等のあり方検討会」が開かれた。志摩市は2007（平成 19）年には保育所・幼稚園が30施設あったが、平成 16年の市町村合併の結果、「①旧町ごとの幼稚園・保育所の入園・入所条件等の違い、②幼稚園未設置地域における保育所入所基準の形骸化、③4歳以上児幼稚園移行制度による幼稚園本来機能の変更運営、④過疎化・市街化等による乳幼児数のアンバランス、⑤老朽化・地震・津波に対する施設・立地等の安全対策問題」等の諸問題が顕在化したとされている。これらの問題をきっかけに、平成 19、20年に「志摩市保育所・幼稚園等のあり方検討会」が開かれた。この検討会で出された結論・方向性が「現状の体制を維持しつつ、現在30施設ある保育所・幼稚園を順次統廃合、新築または改築し、今後おおむね10年をめどに、15の一体化施設へ移行する」というものであった。「一体化施設」とは、「施設共用・一体化保育」をめざすものと意味づけされた。「認定こども園」の設置についても検討されたものの「“現在のところ”顕著なメリットは得られない、幼保一体化施設として運営する方が制度上の混乱が少ない」という結論に達したとされている。検討会の翌年である2009（平成 21）年に出された市の再編計画¹⁶では、幼保一体化施設にすることのメリットとして「①0歳児の乳児から5歳児の就学前教育まで、一貫した保育・教育が行える、②保護者のニーズに沿った保育時間を提供できる、③行事の同日開催や児童の送迎が便利になり、保護者等の負担が軽減できる、④同一施設内で異年齢の交流ができる、⑤職員同士の連携が取りやすい」の5点が挙げられた。

(3) 志摩市の保育所・幼稚園・小学校の設置状況

2019（令和元）年5月現在、志摩市内には公立保育所が6施設、私立保育所が3施設設置されている。公立幼稚園は2施設、私立幼稚園は1施設設置されている。また、保育所・幼稚園の統廃合の結果、公立の幼保園が4施設設置され、2019（令和元）年5月現在、合計16の公立・私立の保育・幼児教育施設が存在する（図3・表3）¹⁷。5地区ごとの保育所・幼稚園・小学校の設置状況を図3及び表3に示した。図表の通り、現在の志摩市ではA・B地区に幼保園が1施設ずつ、C地区に幼保園と公立幼稚園が1施設ずつ、E地区に幼保園が1施設、公立保育所が2施設あり、人口の多いD地区には他地区と比較して多くの保育所・幼稚園がある。また、小学校の設置状況においても同様に、A地区・B地区・C地区・E地区では地区ごとに小学校が1施設ずつあるが、D地区には複数の小学校がある。

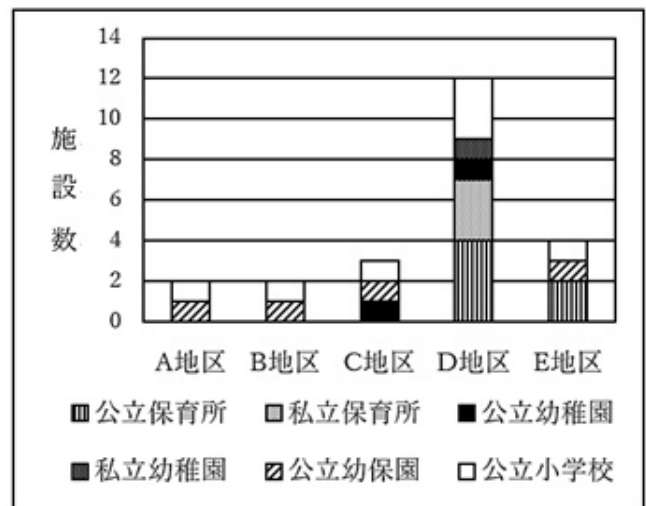


図3 志摩市の保育所・幼稚園・小学校の分布

表3 志摩市の保育所・幼稚園・小学校の設置状況

保育所		幼稚園		幼保園		小学校	
公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
6	3	2	1	4	0	7	0

IV. 志摩市の幼保一体化に向けた動きの経過

(1) 国の動向と合併後の志摩市の動向

1995（平成 7）年の合併特例法以降の、国と志摩市の動きについて時系列を追ってまとめたものが表4である。表4を見ると、合併特例法や認定こども園法等、国の動きがあった直後に、志摩市も国の方針に沿った動きをしてきたことが読みとれる。幼保一体化施設については、2012（平成 24）年にA地区・C地区で志摩市初の幼保園が開園された。その後、B地区・E地区でも幼保園が開園された。

表 4 国の動向と合併後の志摩市の動向

年	国の動向	志摩市の動向
1995 (平成 7)	4月 「合併特例法」 改正	
1998 (平成 10)	10月 文部省・厚生省共同通知「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」	
2004 (平成 16)		10月 志摩郡 A 町, 同郡 B 町, 同郡 C 町, 同郡 D 町, 同郡 E 町が合併し, 志摩市が誕生
2006 (平成 18)	10月 「就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(通称: 認定こども園法) が施行	
2007 (平成 19) ~ 2008 (平成 20)		4月 「志摩市保育所・幼稚園等のあり方検討会」 30 施設ある保育所・幼稚園を順次統廃合, 新築または改築し, 今後おおむね 10 年をめぐり, 15 の一体化施設へ移行することをめざす
2012 (平成 24)	8月 「子ども・子育て関連 3 法」 成立	4月 志摩市 A 地区・C 地区で志摩市初の幼保園開園
2014 (平成 26)		4月 志摩市 B 地区で幼保園開園 D 地区にて私立保育所・幼稚園開設
2015 (平成 27)	4月 子ども・子育て支援新制度 施行	3月 「志摩市子ども・子育て支援事業計画」
2016 (平成 28)		4月 志摩市 E 地区で幼保園開園

(2) 志摩市子ども・子育て支援事業計画について

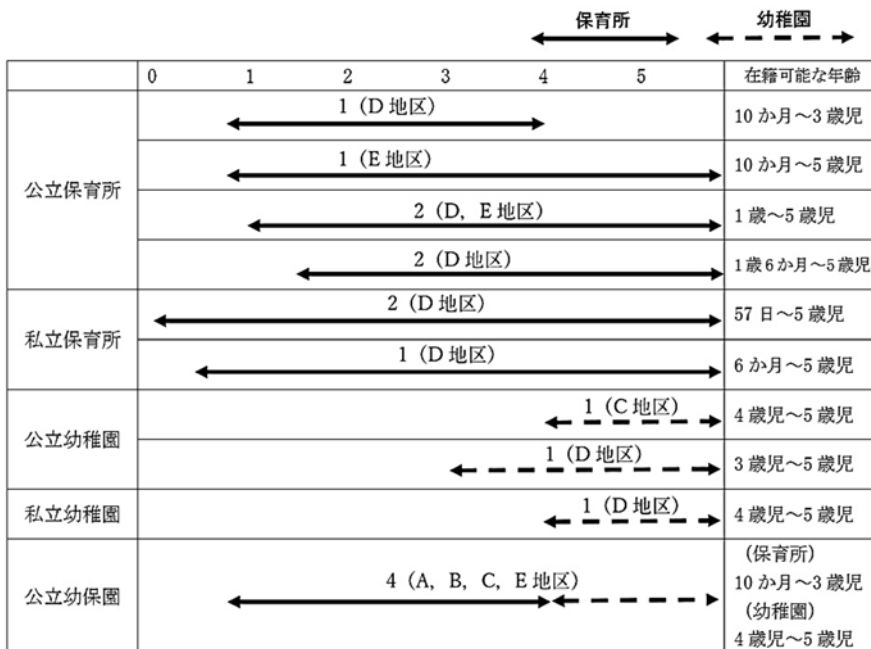


図 4 志摩市の保育所・幼稚園に在籍・在籍可能な年齢一覧

2015 (平成 27) 年に出された「志摩市子ども・子育て支援事業計画」では、就学前児童調査の 1 つとして教育・保育事業へのニーズ調査が行われた。その結果の中でも質問項目「今後利用したい教育・保育事業」では、認可保育所、幼稚園に次いで、認定こども園利用へのニーズもあることが分かった。市は計画の中で「保護者の就労の有無にかかわらず地域の子どもや家庭が利用できる施設である認定こども園への移行検討をはじめとして、幼稚園、保育所等を通じて育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けることができるようにします」と述べている。

(3) 志摩市の保育所・幼稚園・幼保園と在籍可能年齢

在籍可能な年齢に注目してみると、現在の志摩市では図 4 に示した通り、保育所では 0 歳～3 歳児、幼稚園では D 地区を除き 4～5 歳児としている。一方で、志摩市に隣接している伊勢市や鳥羽市、南伊勢町（保育所のみ）では、在籍可能な年齢を幼稚園で志摩市と同様の 4～5 歳児あるいは 3～5 歳児としているが、保育所では、全ての施設において 0～5 歳児を在籍可能な年齢としており^{18,19,20}、志摩市との違いが見られる。

なお、志摩市においても私立保育所は一部の保育所において保育園部・幼稚園部に分かれているが、0～5 歳児が在籍可能である。これらのことから D 地区を除く A 地区・B 地区・C 地区・E 地区の 4 地区においては、3 歳児までの子どもは保育所に在籍し、4 歳～5 歳児の子どもは幼稚園に在籍することが一般的な状況であることが分かる。

また、志摩市の幼保園はⅢ（2）で述べたように、幼稚園と保育所が同じ施設を共用する。0～3 歳児は保育所のクラスに入り、4～5 歳児は幼稚園のクラスに入る。また、職員配置も幼稚園と保育所で分かれており、各施設で役割分担がされている。

(4) 志摩市の公立幼稚園・公立保育所の統廃合・幼保一体化について（「志摩市立保育所・幼稚園等再編計画」より）²¹

① A 地区・B 地区・C 地区について

2009（平成 21）年時点で A 地区には幼稚園が分園を含めて 2 施設、保育所 1 施設、B 地区には幼稚園 2 施設、保育所 3 施設、C 地区には幼稚園 3 施設、保育所 5 施設があった。これら 3 地区の施設は、老朽化や耐震補強の問題が挙げられた。A 地区では幼稚園 A1 が施設改修と近隣の保育所 a1 との合併を行い、2012（平成 24）年から幼保園となった。B 地区では保育所・幼稚園合わせて 5 施設を統廃合し、2014（平成 26）年から幼保園となった。C 地区では保育所・幼稚園合わせて 8 施設を統廃合し、幼保園にする予定とされていたが、2012（平成 24）年に 7 施設を統合した幼保園が開園し、1 施設の幼稚園が存続となった。

② D 地区について

D 地区には 2009（平成 21）年時点で幼稚園が 3 施設、保育所が 7 施設あり、老朽化が問題となる施設と、比較的新しい施設が混在する状況であった。幼稚園 D1 は同地域の保育所 d1 と統合・施設改修し、2014（平成 26）年に民営化された。また、保育所 d7 も同時期に民営化された。幼稚園 D2 は幼保一体化施設に改修することが検討されたものの、2019（令和元）年 5 月現在において、実現していない。幼稚園 D3 は地震発生時に津波被害の恐れがあることから移転・統合が検討されたが、2018（平成 30）年 3 月に休園となった。保育所は一部統合したものの、3 施設が存続している。

③ E 地区について

E 地区には 2009（平成 21）年時点で幼稚園が 1 施設、保育所が 3 施設あり、施設が比較的新しいことから、現状維持とされていた。しかし、その後 2016（平成 28）年 4 月に同地域の保育所と統合し、幼保園として開園した。また、2 施設の保育所は存続している。

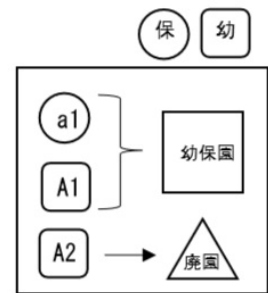


図 5 A 地区

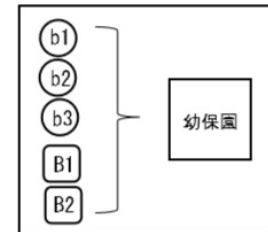


図 6 B 地区

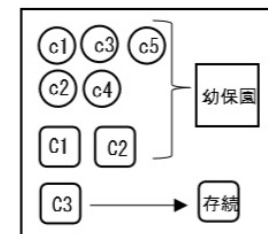


図 7 C 地区

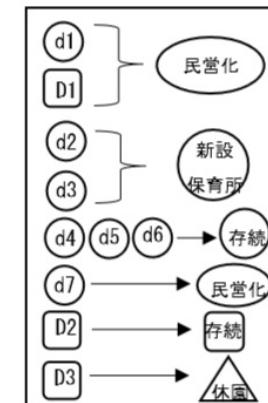


図 8 D 地区

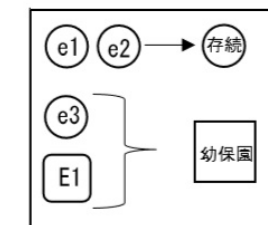


図 9 E 地区

V. 考察

志摩市では3歳児まで保育所に在籍し、4歳児以降に保育・幼児教育を受ける場合には幼稚園へ移行する地区が多い。また、全ての保育所・幼稚園で預かり保育を平日の早朝・14時～19時まで及び土曜日に実施しており、働く保護者の子育て支援もしている。これらのことから、志摩市では現時点で幼稚園だけでなく、単独保育所・単独幼稚園に分かれている地区においても、地域全体の協力によって幼保一体化施設と類似した役割分担がされてきたと考えられる。幼保一体化の経過を見ると、志摩市の幼保一体化施設は2012(平成24)年の幼稚園開園から継続して、施設共有型の幼稚園の形態をとっている。これは、1998(平成10)年の「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」と、2006(平成18)年の「認定こども園法」をふまえて、地域の保育ニーズや職員の状況に応じた幼保一体化を進めていったためではないだろうか。前述の通り、幼稚園が開園される前から志摩市では預かり保育は実施されていた。職員の業務や運営の移行に関しては、従来の方法を急激に変化させることなく、なだらかな移行を目指したのだと考えられる。

また、現在A, B, C, E地区には幼稚園が1施設ずつある一方で、D地区には幼稚園は開園されておらず、公立・私立合わせて2施設の幼稚園と、公立・私立合わせて7施設の保育所が存在する。その理由として、これまでの経過から見るとD地区は志摩市の中で人口が最も多く、地区全体において保育の需要が他地区よりも高いことが要因として挙げられる。D地区は従来から他地区に比べて保育所・幼稚園が多く、また市の再編計画で示された方針から考えると、現時点は幼保一体化の途中段階にあると捉えられる。

志摩市が「子ども・子育て関連3法」成立後や、子ども・子育て支援新制度開始後も、幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行しなかった理由として、Ⅲ(2)で述べられていたように「子ども・子育て関連3法」が成立した2012(平成24)年よりも前の段階で、「志摩市保育所・幼稚園等のあり方検討会」(2007, 2008)が行われ、市の幼保一体化の方針が定められたことや、志摩市初の幼稚園が開園したことが関係すると考える。幼稚園を作る方針からの転換を迅速にすることは難しかったのではないだろうか。検討会の時点で認定こども園移行へのメリットが少なく、運営や保育者に混乱を招くと考えられていたことも、理由の1つであろう。

日本では、今後も都市に人口が集中する一方で、地方は過疎化が進行すると予想されている。過疎化地域の保育・幼児教育では少子化や保育者の人材不足、施設の老朽化、財政難等により幼保一体化が進められるだろう。志摩市は認定こども園を開園していないものの、幼稚園の役割を見ると、幼保連携し、子育て支援や一貫した保育・教育をめざしている。こうした幼保一体化の方法は、地域の実情、市の状況に合わせ、また保育・幼児教育の質を維持しながら幼保一体化を行おうとする志摩市独自の方法と言えるのではないだろうか。今後も、日本全国の地方において、地域の特色に応じた、柔軟な幼保一体化が求められるだろう。

なお、志摩市の4地区において、「3歳児以下は保育所、4歳児以降は幼稚園に在籍する」という年齢区分の理由について、疑問点が残った。2009(平成21)年の「志摩市立保育所・幼稚園等再編計画」を見ると、2004(平成16)年の時点で幼稚園が保育所と同様に預かり保育をしていることが分かるものの、実施開始時期や施設運営の形態の理由については、明確な理由を得ることができなかったため、今後の調査対象としたい。

注) 本稿における図表は、志摩市Webサイトおよび出版物のデータをもとに著者が作成したものである。

引用文献

- 1 無藤隆, 汐見稔幸, 砂上史子 (2017) ここがポイント! 3法令ガイドブック フレーベル館 8
- 2 総務省 (2010) 「平成の合併」について
- 3 安藤節子 (2003) 秋田県における幼稚園と保育所の関係について—保育施設の大規模化に伴う諸問題— 日本保育学会第56回大会発表論文集

地方の特色に応じた幼保一体化のあり方を探る

- 4 手塚崇子 (2014) 幼保連携型認定こども園の行財政と経営―過疎地 M 町を事例として― 川村学園女子大学研究紀要第 25 巻 第 2 号
- 5 田口鉄久 (2010) 幼稚園・保育所の一体化運営への課題と展望 ―志摩市における取り組みを考察する― 皇學館大学教育学部研究報告集 第 2 号
- 6 文部省・厚生省・労働省・建設省 (1994) 今後の子育て支援のための施策の基本的方向について
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/angelplan.html> (情報取得 2019/5/29)
- 7 文部省・厚生省 (1998) 幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について
- 8 文部省 (1999) 幼稚園教育要領解説 フレーベル館 182-185
- 9 内閣府 (2018) 認定こども園に関する状況について (平成 30 年 4 月 1 日現在)
- 10 前掲 3
- 11 前掲 4
- 12 志摩市「市の概要」 https://www.city.shima.mie.jp/shisei/shi_no_shokai/shisei_yoran/1470795693421.html (情報取得 2019/5/18)
- 13 志摩市「志摩市の人口について」 https://www.city.shima.mie.jp/shisei/shi_no_shokai/data/1470725107104.html (情報取得 2019/5/18)
- 14 三重県「人口・世帯の動き (月別人口調査結果)」 <http://www.pref.mie.lg.jp/DATABOX/23355003425.htm> (情報取得 2019/5/22)
- 15 前掲 5
- 16 志摩市 (2009) 志摩市立保育所・幼稚園等再編計画
- 17 志摩市「保育所・幼稚園」 https://www.city.shima.mie.jp/kosodate_kyoiku/nyuji_yoji/hoikujo_yochien/index.html (情報取得 2019/5/18)
- 18 三重県「保育所、幼稚園等の情報 (伊勢)」 <http://www.pref.mie.lg.jp/D1KODOMO/000189459.htm> (情報取得 2019/5/21)
- 19 三重県「保育所、幼稚園等の情報 (鳥羽市)」 <http://www.pref.mie.lg.jp/D1KODOMO/000183075.htm> (情報取得 2019/5/21)
- 20 三重県「保育所、幼稚園等の情報 (南伊勢町)」 <http://www.pref.mie.lg.jp/D1KODOMO/000183071.htm> (情報取得 2019/5/22)
- 21 前掲 16